

様式3-4 現場管理費内訳書(営繕工事・下水道工事(機械設備・電気設備工事)以外)

	項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由等
労務管理費	現場労働者に係る次の費用			
	1) 募集及び解散に要する費用			
	2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用			
	3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用			
	4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
	5) 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用			
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用			
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課			
保険料	自動車保険、工事保険、組立保険、火災保険、その他の損害保険の保険料			
従業員給料手当	現場従業員(純工事費に含まれる世話役、運転者等を除く。)の給料、諸手当及び賞与		_____円/月 × _____月	
退職金	現場従業員に係る退職金			
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建退共制度に基づく事業主負担額			
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生文化活動に要する費用			
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
交際費	現場への来客等の対応に要する費用			
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費			
外注経費	専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費			
工事登録費用	工事実績等の登録に係る費用			
雑費				
計				

- 該当する項目について記入すること。(一括計上は認めない)。従業員給料手当には、現場代理人、監理技術者(主任技術者)等の人事費等を必ず計上すること。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
- 算定根拠に参考資料及び見積り書等が必要な場合は、別途添付すること。見積り書は、写しを添付し、調査日に原本を提示すること。
- 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、入札書提出日から起算して過去1年以内の調査対象者の同様の工事の実績(契約書、請求書及び支払い明細書等、算定額が適正かを判断するための書類)を添付すること。
- 特別重点調査の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。
(本社経費の充当による未計上は認めない。)
- 様式3-1の積算内訳書に記載する現場管理費の金額と一致すること。(現場管理費を直接工事費、共通仮設費、一般管理費等へ流用することは認めない。)

様式 3-4 現場管理費内訳書(営繕工事)

項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由等
労務管理費 現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用。 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娛樂及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用			
租税公課 工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代・固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用。			
保険料 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料。			
従業員給料手当 現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与。		円／月 × 月	
施工図等作成費 施工図等を外注した場合の費用。			
退職金 現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金。			

様式 3-4 現場管理費内訳書(営繕工事)

項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由等
法定福利費 現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用。 ・現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金			
福利厚生費 現場従業員に対する慰安、娛樂、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用。			
事務用品費 事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用。			
通信交通費 通信費、旅費及び交通費。			
補償費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。			
その他 会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用。			
計			

- 該当する項目について記入すること。(一括計上は認めない)。従業員給料手当には、現場代理人、監理技術者(主任技術者)等の人物費等を必ず計上すること。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
- 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本を提示すること。
- 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、入札書提出日から起算して過去1年以内の調査対象者の同様の工事の実績(契約書、請求書及び支払い明細書等、算定額が適正かを判断するための書類)を添付すること。
- 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。(本社経費の充当による未計上は認めない。)
- 様式3-1の積算内訳書に記載する現場管理費の金額と一致すること。(現場管理費を直接工事費、共通仮設費、一般管理費等へ流用することは認めない。)

様式 3-4 現場管理費内訳書(下水道工事のうち電気設備工事、機械設備工事)

項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由等
現場管理費 工事を施工するに当たり、工事を管理するため必要とする費用である。			
計			

1. 該当する項目について記入すること。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
2. 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本を提示すること。
3. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、入札書提出日から起算して過去1年以内の調査対象者の同様の工事の実績(契約書、請求書
及び支払い明細書等、算定額が適正かを判断するための書類を添付すること。
4. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。(本社経費の充当による未計上は認めない。)
5. 様式3-1の積算内訳書に記載する現場管理費の金額と一致すること。(現場管理費を他の費用へ流用することは認めない。)